

川崎市週休2日確保工事実施要領（土木工事編）

（目的）

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づく建設業における担い手の確保を図るための取組として、工事現場における週休2日を確保する工事（以下「確保工事」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において「週休2日」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 週単位の週休2日 実施期間内の全ての週において、土日に現場閉所を行ったと認められる状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。なお、週の定義は月曜日から日曜日までを基本とする。
- (2) 月単位の週休2日 実施期間内の全ての月において、現場閉所率が28.5%以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、現場閉所率28.5%以上の現場閉所を行ったものとみなす。
- (3) 通期の週休2日 実施期間において、現場閉所率が28.5%以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2 この要領において「実施期間」とは、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事の開始等、工事現場で作業を開始した日（以下「現場着手日」という。）から現場事務所の撤去、後片付け清掃等、工事現場で作業が全て完了した日（以下「現場完成日」という。）までのうち、次に掲げる期間を除いた期間をいう。

なお、次の(1)、(2)の期間は別紙のとおりとする。

- (1) 夏季休暇
- (2) 年末年始
- (3) 工場製作のみを実施している期間
- (4) 工事全体を一時中止している期間
- (5) 受注者の責に因らず現場作業を余儀なくされる等の理由により監督員が対象外と認める期間
- (6) 上記(1)～(5)を除いた日数で、現場着手日から数えて1週間単位の倍数より溢れた

7日に満たない日数

- 3 この要領において「現場閉所」とは、現場事務所での事務作業を含めた一切の作業を行わず、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状況をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合は例外として現場閉所日数に含めることとする。また、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めることとする。

なお、同条前項(1)～(5)については、実施期間と同様に、現場閉所日数からも除外する。

- 4 この要領において「現場閉所率」とは、実施期間における現場閉所日数の割合のことをいい、別紙に定めるところにより、現場閉所の実績を判断するものとする。

(対象工事)

第3条 川崎市土木工事標準積算基準及び川崎市水道工事標準積算基準（一般土木工事に限る）により、原則、市が発注する全ての工事を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 緊急工事及び同工事に相当する工事
- (2) 社会的要因等により早期に工期完成が望まれる工事
(災害復旧工事等)
- (3) 施工時間や施工方法に制約がある工事
(鉄道と近接するため作業に時間的制約がある等)
- (4) その他発注者が週休2日に馴染まないと判断した工事

(確保工事の実施)

第4条 受注者は、施工計画書と併せて休日取得計画・実績書（様式1）（以下「(様式1)」という。）及び週休2日確保工事实施（取下）届（様式2）（以下「(様式2)」という。）を監督員に提出するものとし、実施期間内は工事現場における週休2日を確保しなければならない。

- 2 受注者は、監督員と協議を行い、やむを得ない事由などにより実施困難な状況であると認められる場合は、(様式2)を監督員に提出し、週休2日の実施を取りやめることができる。ただし、(様式2)は、原則、工事完成期限の1か月前までに提出することとする。

(確保工事の取組内容)

第5条 受注者は、週休2日を事由として工期を変更することができない。

- 2 受注者は、現場閉所の実績を(様式1)にて監督員に提出するものとする。また、現場閉所の計画に変更が生じた場合は、(様式1)を監督員に提出しなければならない。た

だし、天候等の軽微な計画の変更については、監督員と協議し、(様式1)の提出を省略することができる。

なお、実績及び計画変更の提出期限については別紙のとおりとする。

- 3 受注者は、緊急対応のために作業を行う必要が生じた場合など、監督員が相当と認めるときは、休日取得予定日でも作業を行うことができるが、現場閉所日数には含めない。
- 4 受注者は、工事現場における公衆の見やすい場所に、確保工事である旨を明示するものとして次に掲げる事項を記載したA3サイズ以上の大きさの看板を設置するものとする。

- (1) 表題 週休2日確保工事
- (2) 概要 建設業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事であること。
- (3) 発注者及び受注者の名称

記載内容の例(週単位の週休2日)

週休2日確保工事	
この工事は、建設業の労働環境を改善するため、 週休2日の確保に取り組む工事です。 ※週休2日確保工事とは、1週間に2日以上 の休暇を取得する工事です。	
発注者：〇〇事務所	連絡先 044-XXX-XXXX
受注者：◇◇建設(株)	連絡先 090-///-////

(確保工事の週休2日実施確認)

第6条 受注者は、前条第2項に規定する(様式1)の提出及び作業日報、安全教育・訓練等の記録資料等の提示により監督員の確認を受けるものとする。また、監督へは毎月(様式1)の提出等を行い、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

(確保工事の工事成績評定への反映)

第7条 監督員は、前条において「週単位の週休2日」の実績を確認した場合は、工事成績評定において1点を加点するものとする。

2 監督員は、前条において「月単位の週休2日」の実績が確認できなかった場合でも減点を行わないが、明らかに「月単位の週休2日」に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定において1点を減点するものとする。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行し、その日以後に入札公告又は指名通知される工事から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、その日以後に入札公告又は指名通知される工事から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、その日以後に入札公告又は指名通知される工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、設計年月が令和3年4月の工事から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、4月1日契約案件から適用する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行し、設計年月が令和6年7月の工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行し、設計年月が令和7年7月の工事から適用する。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行し、設計年月が令和8年7月の工事から適用する。

(別紙)

川崎市週休2日確保工事実施要領補足事項

1 実施期間から除いた期間（第2条第2項(1)、(2)）

休暇	期間	期日（参考）
夏季休暇	3日間	8月13日から8月15日まで
年末年始	6日間	12月29日から1月3日まで

2 現場閉所率（第2条第4項）

現場閉所実績	現場閉所率（現場閉所日数／実施期間）
月単位の週休2日 通期の週休2日	28.5%以上

現場閉所率は小数点第2位を切り捨てるものとする。

3 休日取得計画・実績書（様式1）と週休2日確保工事実施（取下）届（様式2）の提出期限

確保工事の実施と取組	様式と提出期限
確保工事の実施 第4条第1項・第2項	(様式1（休日取得計画）) ⇒ 施工計画書提出と併せて提出 (様式2（実施届）) ⇒ 施工計画書提出と併せて提出 (様式2（取下届）) ⇒ 工事完成期限の1か月前までに提出
確保工事の 取組内容 第5条第2項	毎月の実績 (様式1（休日取得実績）) ⇒ 翌月7日までに提出
	最終の実績 (様式1（休日取得実績）) ⇒ 現場完成日の翌日までに提出
	計画の変更 (様式1（休日取得計画）) ⇒ 適宜（休日取得計画に変更がなければ提出は不要）

4 工事成績評定への反映（第7条第1項・第2項）

現場閉所達成状況に応じて、下表により反映する。

	週単位の週休2日	月単位の週休2日	通期の週休2日
達成	1点加点	加点・減点なし	加点・減点なし
未達成	加点・減点なし	加点・減点なし	加点・減点なし

また、取組姿勢に応じて、下表により反映する。

	明らかに見られなかった場合	見られた場合
月単位の週休2日に取組む姿勢	1点減点	加点・減点なし

